

広情個審第63号
平成31年1月7日

広島市監査委員 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報不存在通知に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年12月20日付け広監第125号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第52号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年12月20日付け広監第125号の諮問事案（諮問第52号事案）

平成28年9月28日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が同年10月13日付け広監第57号で行った不存在を理由とする保有個人情報不開示決定に対する同月18日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報開示請求に対し、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき申立人が行った「広島市監査委員事務局監視カメラの私の写ったデータ（静も含む）平成28年9月14日・28日に2日間」の開示請求に対し、実施機関が行った不存在を理由とする不開示決定について、監視カメラの設置状況を明確にせよというものである。

(2) 審査請求の理由

申立人に対し監査事務局職員は監視カメラの設置について回答の義務がないと回答を拒否した。保有個人情報不存在通知はそれと矛盾する。

監視カメラの設置の有無について明確にせよ。

上記監査事務局職員に個人情報の取得について回答義務があることを明確にせよ。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書での主張を要約すると、次のとおりである。

監査事務局内に監視カメラを設置していないため、審査請求に係る保有個人情報は存在しない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

実施機関は、監査事務局内に監視カメラを設置していないため、審査請求に係る保有個人情報は存在しないと主張している。

当審査会は、事務局職員を派遣して監査事務局内における監視カメラの設置の有無を確認したところ、当時、監視カメラが設置されていなかったことを確認した。

したがって、実施機関が不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 12. 20	広監第125号の諮問を受理（諮問第52号で受理）
30. 10. 4 (第1回審査会)	第2部会で審議
30. 11. 1 (第2回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学法学部教授